個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係るテレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託

質問・回答について

No.	区分	頁	事項	質問事項	回答
1	募集要領	1,2	第4項	見積限度額84,997,000円（税込）及び年度別上限（令和8年度30,800,000円、令和9年度48,697,000円、令和10年度5,500,000円）の積算に際し、ハードウェア設計、ソフトウェア開発、100台程度の製造・調達、クラウド、配備・研修、保守について想定された内訳がございましたら、提示可能な範囲でご教示ください。	各年度の上限額の範囲内であれば、内訳は発案者が設定して問題ありません。
2	募集要領	1,5	第4項 第8項（３）イ	年度別見積限度額を遵守する前提で、開発・製造・保守の費目配分は提案者が設定できますか。また、費目ごとの上限、最低額又は対象外経費、年度をまたぐ工程変更の制約があればご教示ください。	年度別見積限度額の中であれば、費目配分、対象経費、工程変更は提案者が設定可能です。
3	募集要領	1,7	第4項 第10項	各年度の検収・請求・支払時期、前払・概算払・中間払の可否をご教示ください。また、複数年度契約における翌年度以降の予算確保及び予算不成立時の既発生開発費・仕掛品の精算条件をお示しください。	各年度別に前金払は可能で、別添契約書（案）第13条、第14条に基づきます。複数年度契約における翌年度以降の精算条件等については、募集要領第10項（８）に記載とおりです。
4	募集要領 （仕様書）	1,3 (2)	第4項 第6項 （第6項）	契約が令和8年12月23日以降となる一方、令和8年度中にシステム開発を行うとされています。令和9年3月末までに必要なのは、設計完了、試作機完成、アプリ試用版、実証又は最終開発完了のどの段階でしょうか。年度末の成果物と検収基準をご教示ください。	令和９年３月末までに必要な成果品として、仕様書８（１）（２）を想定しています。検収基準は成果物の内容に応じて個別具体的に判断します。
5	募集要領 （仕様書）	1,3 (4)	第4項 （第4項（３）、第8項）	100台程度の量産・製造・納品について、希望する納品月、配備開始日、全台納入期限をご教示ください。段階納入の可否、各段階の台数、学校選定と納入先確定の時期もご教示ください。	令和１０年２月末までの全台納品を想定していますが、段階納品も可能です。その他の質問内容については、仕様書１０（２）に該当する内容とします。
6	募集要領 （仕様書）	1 (2)	第4項 （第5項、第6項）	令和10年度を試験を含む保守・運用期間とする点について、学校での実証を令和8・9年度から実施する想定はありますか。試験対象校・台数・期間、県及び学校との仕様確認・試用評価の日程と受託者の担当範囲をご教示ください。	令和８・９年度の実証実施については募集要領８（３）ア⑧の内容として、企画提案書の中でご提案ください。その他の質問内容については、仕様書１０（２）に該当する内容とします。
7	仕様書	2,3	第4項 第7項（１）	ソフトウェアの積算に必要な、対象学校数、生徒・教員・管理者それぞれの想定登録人数、県全体の最大同時利用人数及び同時通話数をご教示ください。端末数とアカウント数の関係、利用人数の増加見込みもご教示ください。	対象学校数は約70校の県立高校を想定しています。また、同時利用人数及び同時通話数は現段階で50名程度を想定しています。それ以外の点については、提案段階提案者が想定してください。
8	仕様書	2,3	第7項（１）	接続方式は「いずれの方式も可能」とあります。1対1接続と1対複数接続の両方を同一製品で実装する必要がありますか。複数接続時の最大接続人数と、首振り操作権の付与・切替について想定があればご教示ください。	１対１接続と１対複数接続の両方を同一製品で実装することを要件としています。複数接続時の最大接続人数は5名程度までを想定しています。その他の内容については企画提案書の中で提案してください。
9	仕様書	2,3	第7項（１）	新たなハードウェア及び専用アプリケーションの開発について、既存製品・既存ソフトウェアを基礎に、学校の要望に応じて改良・機能追加する提案は可能でしょうか。新規開発と判断する範囲及び既存基盤の利用条件をご教示ください。	貴見にある提案は可能です。利用条件等については、特に制限するものではありません。
10	仕様書	4	第9項（５）（６）	成果物の著作権譲渡に関し、「汎用的な利用が可能なもの」の具体的な判断基準をご教示ください。受託前から保有するハード設計、ファームウェア、アプリ・共通ライブラリ、API、クラウド基盤等は権利を留保し、本業務に必要な利用を許諾する提案は可能でしょうか。	成果物の著作権譲渡内容に関しては、「福島モデル」に特化した、広汎な活用が困難なものと考えています。その他の質問内容については、貴見のとおり可能です。
11	仕様書	4	第8項 第9項	県への納入・権利譲渡の対象は、完成機、専用アプリ仕様書及びマニュアル等に限定されますか。ソースコード、CAD、回路図、BOM、ファームウェア、ビルド手順の引渡し又は著作権法第27条・第28条の権利譲渡や著作者人格権の不行使まで求める予定か、ご教示ください。	県への納入・権利譲渡の対象は、「福島モデル」に特化した、広汎な活用が困難なものと考えています。具体の対象については、仕様書９（６）に該当する内容とします。
12	仕様書	4	第9項（５）（６）	県による利用の範囲について、他自治体への提供、改変、第三者への再許諾、別会社への追加製造・保守委託を想定していますか。また、受託者が既存・汎用技術を継続利用し、県外向けの同種製品・派生製品を製造販売することに条件があるかご教示ください。	県による利用の範囲については、「福島モデル」に特化した、広汎な活用が困難なものと考えています。具体の範囲については、仕様書９（６）に該当する内容とします。
13	募集要領	2,4,5,8	第5項 第8項（３） 第10項（６）	ハード開発・製造会社とソフト開発会社が連携する場合、共同提案・共同企業体による参加は可能でしょうか。代表企業から他社への一部再委託とする場合の承認時期及び開示すべき業務範囲をご教示ください。	共同提案・共同企業体による参加は可能ですが、その場合、募集要領７（２）ウ記載の提出書類は構成員全員分が必要です。11/9（月）17時参加申込書提出期限には、少なくとも代表法人の書類を提出し、11/16（月）17時必着で代表法人以外の構成員全員分の書類の提出をお願いします。一部再委託については別添契約書（案）第３条に基づきます。
14	募集要領	2,6	第5項（12） 第9項（１）	参加要件の「学校での本事業と同程度の機器開発及び稼働実績」は、代表提案者単独の実績が必要でしょうか。共同提案者・再委託先の実績を含められるか、ハード開発と学校導入・ソフト運用を別会社が担った場合の評価方法をご教示ください。	共同提案者・再委託先の実績を含めることに問題ありません。具体的な評価方法については公表できません。
15	募集要領	3	第6項 第7項（２）	参加申込期限について、第6項のスケジュール表は11月9日15時、第7(2)ア項は同日17時となっています。正しい提出期限をご教示ください。	スケジュールに誤りがありました。大変申し訳ありません。正しい提出期限を11月9日17時とします。
16	募集要領 （仕様書）	1 (2)	第4項 （第6項（３））	令和11～14年度の4か年の保守・運用概算見積りに含めるべき業務、台数、利用人数、クラウド・通信費、ハード故障交換費の前提をご教示ください。当該期間は別契約の予定でしょうか。また、現契約終了後の令和11年3月31日の扱いもご教示ください。	令和11～14年度の保守・運用概算見積については、質問７で想定した内容に基づき、提案してください。当該期間は別契約の予定です。また、令和11年3月31日の取扱いについては、契約終了日を令和11年3月31日に訂正いたします。
17	仕様書	2~4	第7項（１） 第8項（３）	100台程度の完成品に、画面・タブレット、カメラ、マイク、スピーカー、バッテリー、充電器、ケーブル、設置用品をどこまで含める想定でしょうか。県・学校が用意する端末や周辺機器、iOS・Androidの対応対象と最低OS要件をご教示ください。	完成品に含める内容及びOSについては、仕様書７（１）の要件の範囲の中で企画提案書において提案可能です。具体については、仕様書１０（２）に該当する内容とします。
18	仕様書	3	第7項（２）	フル充電で4時間以上の連続稼働は、首振り機構単体ではなく映像・音声通信を含む端末全体での要件でしょうか。想定する画面輝度、音量、首振り頻度、通信状態及び外部給電併用の可否など、試験条件をご教示ください。	映像・音声通信を含む端末全体での要件です。試験条件は成果物の性能に応じて個別具体的に判断します。

19	仕様書	2,3	第7項（１）	アバター表示は静止画・任意アイコンで充足しますか。それとも表情・口の動きに連動する表示が必要でしょうか。チャットの送信先、教員側の確認・返信方法とあわせ、必須機能の範囲をご教示ください。	企画提案書において提案可能な内容です。
20	仕様書	2,3	第7項（１）	出欠記録及びチャットログは専用システム内で管理・CSV出力できればよいでしょうか。既存の校務支援・学習管理システム、県アカウント又はSSOとの連携を必須とする場合、対象サービス、連携仕様と調整窓口をご教示ください。	既存のシステム等との連携は現段階では想定しておりません。 それ以外の点については企画提案書にて提案可能な内容です。
21	仕様書	2,3	第7項（１）	カメラの画角・解像度、マイクの集音距離、スピーカー音量について最低基準はありますか。教室寸法、着席・設置位置、板書を読む必要性及び教室内移動の要否など、利用環境の想定をご教示ください。	基準、利用環境の想定については、仕様書記載の範囲内で、企画提案書において提案してください。
22	仕様書	3,4	第7項（２） 第9項（３）	学校ネットワークでの外部通信、WebRTC等の利用、必要帯域、利用可能ポート・ドメイン、プロキシ等の制限をご教示ください。生徒側の通信環境確保・通信費及びネットワーク起因障害の調査分担もご教示ください。	貴見については、仕様書１０（２）に該当するものとします。
23	仕様書	3,4	第7項（２） 第9項（１）～（３）	適用する県の情報セキュリティ・個人情報取扱基準、クラウドの設置地域や認証要件、管理者権限、データ保存期間及び削除・返却条件をご提示ください。映像・音声の録画・録音保存は要求範囲に含まれますか。	貴見については、仕様書１０（２）に該当するものとします。 また、本業務の要求範囲については仕様書７のとおりです。
24	仕様書	2~4	第6項（２） 第7項（３）	キッティング・学校への搬入・設置・初期設定・アカウント登録はどこまで受託者が実施しますか。配備地域・拠点数、研修の回数・形式・対象人数、現地対応の要否をご教示ください。	貴見については、仕様書１０（２）に該当するものとします。
25	仕様書	2~4	第6項（３） 第7項（３）	平日ヘルプデスクの受付時間、利用可能時間、障害受付後の初動・復旧目標、現地訪問の要否、代替機台数及び保証・有償修理の範囲をご教示ください。OS更新・ストア申請・セキュリティ対応の必要期間もご教示ください。	企画提案書において提案可能です。具体については仕様書１０（２）に該当するものとします。
26	仕様書	1,2,4	第3項 第6項 第8項	ハード・ソフトの性能、安全性・適合認証、耐久性、操作性等の検収基準と試験方法をいつ確定しますか。仕様確定後に追加・変更が生じた場合の範囲、費用及び納期の変更手続をご教示ください。	検収基準、試験方法については、仕様書記載内容について確認し、成果物の性能に応じて個別具体的に判断します。
27	募集要領 （仕様書）	6 (4)	第8項（４） （第9項）	提案書・添付資料が情報公開請求の対象となる場合、既存技術、原価、ソースコード等の営業上・技術上の秘密に当たる部分を区別して提出する手続をご教示ください。公表前の意見照会や、成果の公表・製品名表示の確認手続はありますか。	ご質問の点については、福島県情報公開条例第15条に基づき、適切に対応します。
28	仕様書	2,3	第7項（１）	「新たなハードウェアを開発し、調達すること」について、汎用のタブレット端末を表示・処理部として組み込み、首振り機構・カメラ・アレイマイク・スピーカー・バッテリー等を新たに開発して一体化する構成も、「新たなハードウェア」に該当すると考えてよろしいでしょうか。また、その場合、汎用タブレット端末の調達費用を本事業の経費に含めることは差し支えないでしょうか。	貴見を企画提案書に入れても差し支えありません。
29	募集要領	4,5	第8項（３）	①「日本産業規格Ａ４判横書きで製本し、１ページ１スライド」について、縦横比16:9で作成したスライドを、Ａ４判の用紙に１ページ１スライドで印刷・製本する形で差し支えないでしょうか。②「企画提案書本文に記載する文字のフォントは、10.0ポイント以上」について、作成データ上の文字サイズで判断すると考えてよろしいでしょうか。	①差し支えありません。 ②スライド作成段階での文字サイズで判断すると考えて問題ありません。